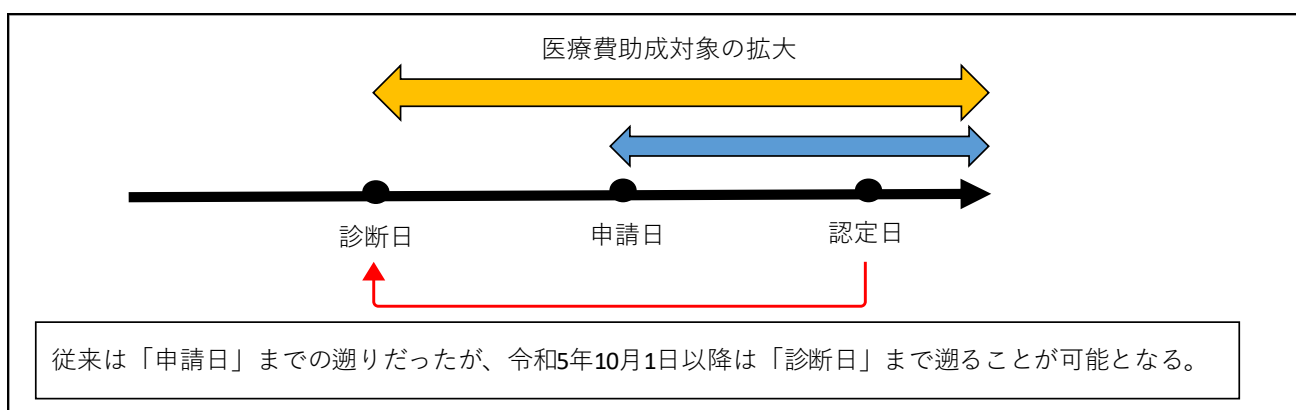


# 令和5年（2023年）10月1日から 小児慢性特定疾病の医療意見書が変わります

## 1 改正の概要

児童福祉法及び児童福祉法施行令の改正により、次のとおり医療費助成制度が見直されました。

- ・医療費の支給認定開始日を「指定医が疾病の状態の程度を満たしていることを診断した日」へ遡ることができる。
- ・ただし、申請日からの遡りは原則1か月とし、指定医が診断書の作成に時間を要したことその他やむを得ない理由があるときは最長3か月とする。



※令和5年（2023年）10月1日より前への遡りはできません。

※やむを得ない理由の例

医療意見書の受領に時間を要した、診断後すぐに入院することになった、大規模災害に被災した

## 2 新たな医療意見書について

記載年月日の他に、「**診断年月日**」の欄が新たに設けられました。

〈診断年月日の具体的な考え方〉

当該小児慢性特定疾病と診断し、且つ、当該小児慢性特定疾病が原因で、疾病の状態の程度を満たすと総合的に判断した日

～指定医の皆様へお願い～

診断年月日は必ず記載をお願いします。なお、10月1日以前の旧医療意見書が当面使用できますが、その場合も必ず診断年月日を追記していただきますようお願いいたします。（診断年月日が空欄の場合は電話確認させていただきますのでご了承ください。）

## 3 その他

今回の改正に伴い、申請の意思表示を医療費助成の支給認定開始日としていた取り扱い（仮受付）は廃止します。